



2025 年 5 月 22 日

各 位

会社名 ランサーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 秋好 陽介
(コード番号：4484 東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 安川 久美子
TEL. 03-5774-6086

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション
としての報酬等の額及び内容決定の件に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 22 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 17 回定時株主総会（以下「本総会」という。）で承認可決されることを条件に監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、当社は、2025 年 5 月 22 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションの報酬額及び内容を決定することの承認を求める議案を、本総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、その具体的な内容は相当なものであると判断しております。

II. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、本総会において別途付議を予定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬議案が原案どおり承認可決されますと、年額 500 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

この度、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、上記の金銭報酬の額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 100 百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。当該新株予約権 1 個あたりの公正価額につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定することとしております。

現在の取締役の員数は 6 名（うち社外取締役は 3 名）ですが、本総会において別途付議を予定しております。定款一部変更議案及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は 5 名（うち社外取締役は 2 名）となります。

なお、本議案は、本総会において別途付議を予定しております。定款一部変更議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、5,000個とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株とし、下記(3)①により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの日の範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額から、上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の割当日

別途取締役会が定める日とする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3)①に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(3)④に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記(3)⑥に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(5)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上